

## 新ひだか町医療・介護施設等物価高騰対策支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、電気・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けている新ひだか町内に所在する医療機関、介護施設及び障がい福祉施設等(以下「医療機関等」という。)事業者に対し、新ひだか町医療・介護施設等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付することにより、医療機関等事業者の財政的支援及び安定的な地域医療等提供体制の維持・継続を図ることを目的とする。

### (支援金交付対象事業者)

第2条 支援金の交付対象事業者は、医療機関等事業所を運営する事業者のうち、別表に定める事業を営む事業者(以下「事業者」という。)であって、令和4年12月1日時点において、新ひだか町内で事業所を開設しており、現に別表に定める事業を運営し、令和5年3月31日まで事業を継続する見込みのある事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は対象としないものとする。

(1) 町税に滞納がある場合。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者。

### (支援金の額及び交付回数)

第3条 支援金の額は、別表に定める額とし、交付回数は1回限りとする。

### (交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 新ひだか町医療・介護施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)

(2) 申請金額内訳書(別記様式第1号別紙)

(3) 支援金振込先が確認できるものの写し

(4) 前3号のほか、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請は、令和5年1月31日までに行わなければならない。

(交付決定等)

第5条 町長は、前条による交付申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認める場合は、支援金の交付決定及び支援金額を確定し、新ひだか町医療・介護施設等物価高騰対策支援金交付決定兼支援金額確定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するとともに支援金を交付するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、支援金を交付することが適当でないとする場合は、新ひだか町医療・介護施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(支援金の取消し及び返還)

第6条 町長は、支援金の交付の決定を受けた者（以下「決定通知者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した支援金がある場合には、期限を定めて当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の行為により支援金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が支援金の交付が不適当であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、新ひだか町医療・介護施設等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書（別記様式第4号）により決定通知者に通知するものとする。

(報告又は調査)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、決定通知者に対し報告を求め、関係書類を提出させ、又は実地にて調査をすることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(この要綱の失効に伴う経過措置)

- 2 令和5年3月31日以前に第5条の規定により交付決定を受けた決定通知者に係る第6条の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。